

松山市要綱第 11 号
令和 元年 10 月 1 日
令和 元年 5 月 21 日
平成 28 年 3 月 31 日
平成 26 年 7 月 28 日
平成 25 年 12 月 12 日

松山市長 野 志 克 仁

松山市特定建築物耐震化促進事業補助金交付要綱をここに公布する。

記

松山市特定建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、本市の区域内に存する建築物の耐震化に要する経費に対し、予算の範囲内で松山市特定建築物耐震化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和 44 年規則第 6 号）に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震対策緊急促進事業 国が建築物の耐震化を促進するために実施する建築物の耐震診断、耐震化のための計画の策定等に関する事業をいう。
- (2) 要緊急安全確認大規模建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- (3) 耐震診断 法第 2 条第 1 項に規定する耐震診断をいう。
- (4) 補強設計 耐震改修計画の策定又は建替え計画の策定をいう。
- (5) 耐震改修 法第 2 条第 2 項に規定する耐震改修をいう。
- (6) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等全国ネットワーク委員会に参加する

団体が設置する耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定，評価等を行う委員会並びにこれと同等の組織をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 耐震対策緊急促進事業に係る国の補助を受ける者
- (2) 対象となる建築物の所有者又は当該建築物の関係者として市長が認める者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，補助対象者が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 耐震診断及び耐震判定委員会による耐震診断の結果の判定等に係る事業
- (2) 補強設計及び耐震判定委員会による耐震改修計画の判定等に係る事業
- (3) 耐震改修，建替え又は除却

(事業要件)

第4条の2 前条の補助対象事業の要件は，次に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号の事業は，次のアからオまでに掲げる要件に適合するものでなければならない。

ア 対象となる建築物は，要緊急安全確認大規模建築物であること。

イ 平成28年3月31日までに着手する事業であること。

ウ 耐震診断は，建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「法施行規則」という。）第5条第1項各号に掲げる者（対象となる建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1号又は第2号に掲げる建築物に相当する場合にあっては，建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2第4項に規定する構造設計一級建築士に限る。）に行わせたものであること。

エ 耐震診断の結果について，耐震判定委員会の判定等を受けたものであること。

オ 対象となる建築物は，建築基準法第9条の規定に基づく命令を受けていないものであること及び同法の規定に違反していないものであること。ただし，耐震改修等の実施に伴い法令違反が是正される場合は，この限りでない。

(2) 前条第2号の事業は、次のアからキまでに掲げる要件に適合するものでなければならない。

ア 対象となる建築物は、要緊急安全確認大規模建築物であること。

イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物であること。

ウ 令和5年3月31日までに着手する事業であること。

エ 補強設計（建替え計画の策定を除く。）は、法施行規則第5条第1項各号に掲げる者（対象となる建築物が建築基準法第20条第1号又は第2号に掲げる建築物に相当する場合にあっては、建築士法第10条の2第4項に規定する構造設計一級建築士に限る。）に行わせたものであること。

オ 耐震改修計画の策定にあっては、その耐震改修計画について耐震判定委員会による判定等を受けたものであること。

カ 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となる建築物であること。

キ 対象となる建築物は、建築基準法第9条の規定に基づく命令を受けていないものであること及び同法の規定に違反していないものであること。ただし、耐震改修等の実施に伴い法令違反が是正される場合は、この限りでない。

(3) 前条第3号の事業は、次のアからカまでに掲げる要件に適合するものでなければならない。

ア 対象となる建築物は、要緊急安全確認大規模建築物であること。

イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物であること。

ウ 令和5年3月31日までに耐震化のための計画の策定着手する事業であること。

エ 耐震改修にあっては、その耐震改修計画について耐震判定委員会による判定等を受けたものであること。建替えにあっては、その建替え計画について建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受けたものであること。

オ 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となる建築物であること。
ただし、除却の場合を除く。

カ 対象となる建築物は、建築基準法第9条の規定に基づく命令を受けていないものであること及び同法の規定に違反していないものであること。ただし、耐震改修等の実施に伴い法令違反が是正される場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に定めるとおりとする。

(1) 第4条第1号の事業に係る補助対象経費は、当該事業に係る経費とし、次に定める額を限度とする。ただし、設計図書の復元、耐震判定委員会の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、157万円を限度として加算することができる。

ア 延べ面積1,000平方メートル以内の部分は、当該部分の面積に3,670円を乗じて得た額

イ 延べ面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分は、当該部分の面積に1,570円を乗じて得た額

ウ 延べ面積2,000平方メートルを超える部分は、当該部分の面積に1,050円を乗じて得た額

(2) 第4条第2号の事業に係る補助対象経費は、当該事業に係る経費とし、次に定める額を限度とする。

ア 延べ面積1,000平方メートル以内の部分は、当該部分の面積に3,670円を乗じて得た額

イ 延べ面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分は、当該部分の面積に1,570円を乗じて得た額

ウ 延べ面積2,000平方メートルを超える部分は、当該部分の面積に1,050円を乗じて得た額

(3) 第4条第3号の事業に係る補助対象経費は、当該事業に係る耐震改修工事費相当分とし、1平方メートルにつき51,200円を限度とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 第4条第1号の事業の補助金の額は、補助対象経費に6分の5を乗じて得た額とする。

(2) 第4条第2号の事業の補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。

(3) 第4条第3号の事業の補助金の額は、補助対象経費に0.23を乗じて得た額とする。ただし、次のアからエまでに掲げる大規模な地震災害発生時における協力に関する

る協定を締結するホテル又は旅館にあっては、補助対象経費に0.339を乗じて得た額とする。

ア 避難場所の提供

イ 入浴の提供

ウ 食事及び食事場所の提供

エ その他必要と認める協力

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に着手する日の14日前までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 第4条第1号に掲げる事業にあっては、次に掲げるもの。

ア 松山市特定建築物耐震化促進事業補助金交付申請書(様式第1号)

イ 補助対象建築物の事業実施計画書(様式第2号)

ウ 事業費算出内訳書(様式第3号)

エ 事業費財源表(様式第4号)

オ 耐震診断を義務付けられていることが確認できる書類の写し

カ 耐震診断費用の見積書の写し(補助金交付申請額の積算内訳が分かるものに限る。)

キ 区分所有又は共有の補助対象建築物にあっては、耐震診断の実施について所有者間で承認されていることが分かる総会議事録、同意書等

ク 補助対象建築物の登記事項証明書の写し

ケ 付近見取図

コ 配置図

サ 各階平面図

シ 断面図等(階数が分かるものに限る。)

ス 外観写真(対象となる建築物の全体が分かるもので、2枚以上とする。)

セ 市税の完納を証明する書類

ソ その他市長が必要と認める書類

タ 提出書類チェックリスト(交付申請用)(様式第5号)

(2) 第4条第2号に掲げる事業にあつては、次に掲げるもの。ただし、オ及びケからソまでの書類については、前号の交付申請時に提出した書類に変更等がないときは、松山市特定建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第6号）の写しを添付することにより提出を省略することができる。

ア 松山市特定建築物耐震化促進事業補助金交付申請書

イ 補助対象建築物の事業実施計画書

ウ 事業費算出内訳書

エ 事業費財源表

オ 耐震診断を義務付けられていることが確認できる書類の写し

カ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたことが確認できる書類

キ 補強設計費用の見積書の写し（補助金交付申請額の積算内訳が分かるものに限る。）

ク 区分所有又は共有の補助対象建築物にあつては、補強設計の実施について所有者間で承認されていることが分かる総会議事録、同意書等

ケ 補助対象建築物の登記事項証明書の写し

コ 付近見取図

サ 配置図

シ 各階平面図

ス 断面図等（階数が分かるものに限る。）

セ 外観写真（対象となる建築物の全体が分かるもので、2枚以上とする。）

ソ 市税の完納を証明する書類（前号の交付申請時に提出したものと異なる年度の場合に限る。）

タ その他市長が必要と認める書類

チ 提出書類チェックリスト（交付申請用）

(3) 第4条第3号に掲げる事業にあつては、次に掲げるもの。この場合において、オ、カ及びサからチまでの書類については、前号の交付申請時に提出した書類に変更等がないときは、松山市特定建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書の写しを添付することにより提出を省略することができる。

ア 松山市特定建築物耐震化促進事業補助金交付申請書

イ 補助対象建築物の事業実施計画書

ウ 事業費算出内訳書

エ 事業費財源表

オ 耐震診断を義務付けられていることが確認できる書類の写し

カ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたことが確認できる書類

キ 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となることが確認できる書類及び添付図書

ク 耐震改修計画の判定等の内容を証する書類の写し又は建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証の写し

ケ 耐震改修費用又は建替え費用の見積書の写し（補助金交付申請額の積算内訳が分かるものに限る。）

コ 区分所有又は共有の補助対象建築物にあっては、耐震改修又は建替えの実施について所有者間で承認されていることが分かる総会議事録、同意書等

サ 補助対象建築物の登記事項証明書の写し

シ 付近見取図

ス 配置図

セ 各階平面図

ソ 断面図等（階数が分かるものに限る。）

タ 外観写真（対象建築物の全体が分かるもので、2枚以上とする。）

チ 市税の完納を証明する書類（前号の交付申請時に提出したものと異なる年度の場合に限る。）

ツ その他市長が必要と認める書類

テ 提出書類チェックリスト（交付申請用）

2 補助対象事業の実施が複数年度にわたる場合は、前項に準じて毎年度補助金の交付申請をしなければならない。

3 第1項の規定による申請をする場合において、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかなきときは、これを補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、その申請時に当該消費税仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、松山市特定建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書又は松山市特定建築物耐震化促進事業補助金不交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付けることができる。

(補助金の変更交付申請)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた補助金について交付申請額を変更しようとするとき又は当該交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、松山市特定建築物耐震化促進事業補助金変更交付申請書(様式第8号)に、前条第1項に規定する交付決定通知書の写し及び第7条第1項に掲げる書類のうち内容に変更のあるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更交付申請について準用する。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、松山市特定建築物耐震化促進事業補助金交付申請取下書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(完了期日の変更)

第11条 補助事業者は、完了期日までに補助事業を完了することが出来ないと見込まれるときは、市長が指示する期日までに、松山市特定建築物耐震化促進事業完了期日変更申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松山市特定建築物耐震化促進事業完了期日変更承認通知書(様式第11号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認に際し、必要な条件を付けることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 第4条第1号に掲げる事業

- ア 完了実績報告書（様式第 1 2 号）
- イ 補助対象建築物の事業実施報告書（耐震診断）（様式第 1 3 号その 1）
- ウ 耐震診断結果報告書（様式第 1 4 号）
- エ 請負契約書の写し
- オ 耐震診断書の写し
- カ 耐震診断の結果の判定等の内容を証する書類の写し
- キ 補助金交付決定通知書の写し
- ク 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- ケ その他市長が必要と認める書類
- コ 提出書類チェックリスト（実績報告用）（様式第 1 5 号）

(2) 第 4 条第 2 号に掲げる事業

- ア 完了実績報告書
- イ 補助対象建築物の事業実施報告書（補強設計）（様式第 1 3 号その 2）
- ウ 補強設計結果報告書（様式第 1 6 号）
- エ 請負契約書の写し
- オ 補強設計の設計書の写し
- カ 耐震改修計画の判定等の内容を証する書類の写し
- キ 補助金交付決定通知書の写し
- ク 補強設計に要した費用の領収書の写し
- ケ その他市長が必要と認める書類
- コ 提出書類チェックリスト（実績報告用）

(3) 第 4 条第 3 号に掲げる事業

- ア 完了実績報告書
- イ 補助対象建築物の事業実施報告書（耐震改修又は建替え）（様式第 1 3 号その 3）
- ウ 建築士による適合確認書（様式第 1 7 号）又は建築基準法第 7 条第 5 項若しくは第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写し
- エ 物件の写真（地震に対して安全な構造となることが確認できる工事写真等）
- オ 請負契約書の写し
- カ 補助金交付決定通知書の写し

キ 耐震改修又は建替えに要した費用の領収書の写し

ク その他市長が必要と認める書類

ケ 提出書類チェックリスト（実績報告用）

2 補助事業の実施が翌年度にわたる場合は、翌年度の4月10日までに、年度終了実績報告書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

3 第7条第3項ただし書きの規定による申請をした補助事業者は、前2項の規定による報告をする場合において、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかなきは、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。ただし、その報告時に当該消費税仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、当該実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、松山市特定建築物耐震化促進事業補助金確定通知書（様式第19号）により、補助事業者に補助金額の確定を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合しないと認めるときは、松山市特定建築物耐震化促進事業是正命令書（様式第20号）により、補助事業者には是正を命じるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定による是正命令に対する措置を完了したときは、遅滞なく、前条に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、是正が完了していることを確認した上で、第1項に規定する通知書により、補助事業者に補助金額の確定を通知するものとする。

（全体設計承認）

第14条 第4条第3号の事業で、複数年度にわたるものに係る補助金の交付を受けようとする者は、初年度の補助金の交付申請前に、松山市特定建築物耐震化促進事業補助金全体設計承認申請書（様式第21号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することができる。

(1) 付近見取図

- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 工程表
- (5) 見積書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定は、事業費の総額を変更する場合について準用する。

3 市長は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認することを決定したときは、松山市特定建築物耐震化促進事業補助金全体設計承認書（様式第22号）により、申請者に通知するものとする。

4 前項の承認書を受けた事業は、各年度の出来高相当額に応じた工事が完成した時に当該年度の補助金に係る補助事業が完了したものとみなす。

（補助金の請求及び交付）

第15条 第13条第1項又は第4項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、松山市特定建築物耐震化促進事業補助金交付請求書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消し又は変更をしたときは、松山市特定建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第24号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金について、松山市特定建築物耐震化促進事業補助金返還命令書（様式第25号）により補助事業者へ通知し、その全部又は一部を返還させるものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 第12条第3項ただし書の規定による申請をした補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、速やかに市長に当該消費税仕入控除税額を返還しなければならない。

（調査等）

第19条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地検査をすることができるものとする。この場合において、補助事業者は、この調査等に協力しなければならない。

（関係書類の保管）

第20条 補助事業者は、補助事業に要した費用について、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号）の施行の前に行われた要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断については、所有者が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項各号に掲げる者に行わせた耐震診断とみなして、この要綱の規定を適用する。

（失効）

3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第8条

の規定による交付決定を受けた補助金については、この項の規定による廃止前の松山市
特定建築物耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

付 則（平成 26 年 7 月 28 日要綱第 70 号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日以前に交付決定された第 4 条第 1 号の事業については、以下の A
e に定める額を補助対象経費に加算することができる。

$$A e = E \times t + 1, 540, 000$$

（この式において、A e、E 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A e 追加の補助対象経費

E 平成 25 年度における当該事業の補助対象経費の算定において、消費税率相当
分を 5 パーセントとして算出した額の合計

t 3 / 105)

付 則（平成 28 年 3 月 31 日要綱第 31 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項の改正規定は、公
布の日から施行する。

付 則（令和元年 5 月 21 日要綱第 1 号）

この要綱は、令和元年 5 月 21 日から施行する。

付 則（令和元年 9 月 10 日要綱第 11 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第 5 条第 2 号及び第 3 号の規定は、この要綱の施行の日以後
初めて着手された補助対象事業について適用する。